

第8回 北千葉道路連絡調整会議

平成30年11月5日

千葉県
国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所

1. 前回の連絡調整会議(H29.6.9)、道路協議会

● (前回)連絡調整会議(H29.6.9開催)における確認事項

- 千葉県道路協議会にて千葉県より提案する事項
 - 北千葉道路の整備手法、都市計画変更等の手続きについて
- 専用部(有料道路)と一般部の連結位置について(検討の視点)
- 地元への情報発信について(報告)
- 今後の検討課題
 - 印西～成田間の速達性・定時性確保の手法について、引続き県にて検討。
 - 市川～国道16号間の計画の具体化に向けて、道路構造等を引続き検討。

引続き、国、県、沿線市で連携し、地域との合意形成を進めながら、取り組む必要がある。

● 千葉県道路協議会(H29.6.9開催)における確認事項

- 整備手法について
 - 北千葉道路(市川～国道16号間)の自動車専用道路については、直轄事業と有料事業の合併施行の計画とすること。
 - 今後、構造や連結位置等を詳細に検討するうえで、外環道との連続性を考慮し、東日本高速道路(株)が協力すること。
- 都市計画変更等の手続きについて
 - 北千葉道路(市川～国道16号間)の都市計画変更及び環境アセス手続きに、千葉県が着手できるよう、計画の具体化に向けて国が協力すること。
- 専用部(有料道路)と一般部の連結位置について(検討の視点)
 - 広域的な交通ネットワークの形成、地域計画や土地利用の状況及び交通の安全性や円滑性等を検討の視点とし、引き続き検討すること。
- 国道464号の直轄編入について(千葉県より要請)

2. 前回の連絡調整会議からの動き

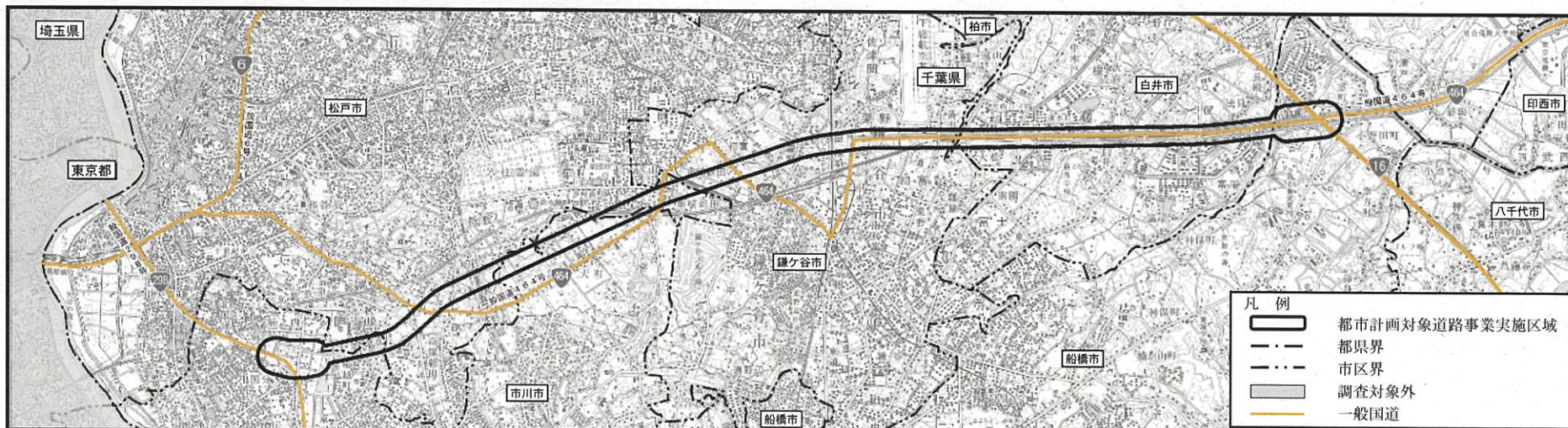
年月日	環境影響評価	都市計画	広報WG
H29.7.17			北千葉道路だより (第2号)発行 〔第7回連絡調整会議の概要、 オープンハウス(OH)の開催〕
H29.7.21 ～8.7			第1回オープンハウス 〔必要性、検討状況、今後 の手続きの流れ〕
H30.1.16	「計画段階環境配慮書」 公表 〔縦覧(1カ月):1.16～2.20〕	「構想段階評価書」 公表 〔縦覧(1カ月):1.16～2.20〕	北千葉道路だより (第3号)発行 〔環境アセス、都計変更 手続き着手 ・第2回OH開催〕
H30.1.26 ～2.5			第2回オープンハウス 〔配慮書、構想段階評価書〕
H30.8.14	「環境影響評価方法書」 公表 〔縦覧(1カ月):8.14～9.13〕	「都市計画の概略の 案」の決定	北千葉道路だより (第4号)発行 〔方法書公表、説明会開催〕
H30.8.25 ～9.5	方法書説明会 〔沿線市5会場にて開催〕		

2. 前回の連絡調整会議からの動き(環境影響評価方法書の概要)

●都市計画対象道路事業の概要

項目	内容
事業の種類、位置、規模	一般国道の改築、千葉県市川市～船橋市、延長:約15km
道路の車線数	・市川市～鎌ヶ谷市:自動車専用道路(専用部)4車線 一般国道(一般部)4車線 ・鎌ヶ谷市～船橋市:自動車専用道路(専用部)4車線
道路の設計速度	専用部:80km/h、一般部:60km/h
道路の区分(種級)	自動車専用道路(専用部):第1種第3級 一般国道(一般部):第4種第1級
構造の概要	地表式(盛土構造、切土構造)、掘割式(掘割構造)、 嵩上式(高架構造)、地下式(トンネル構造)

●対象道路事業実施区域の設定



2. 前回の連絡調整会議からの動き

○ 県・市において、「計画の必要性」等を地元周知。

● 広報活動計画

- ・ 広報紙の発行(約30万部、北千葉道路沿線地域新聞折込、沿線市の市役所等で配付・不定期)
- ・ パネル展示等によるオープンハウスの開催

● 活動実績

(1) 広報紙(北千葉道路だより)の発行
第2号(平成29年7月17日(月・祝))

- ・ 連絡調整会議の概要、オープンハウス開催等

第3号(平成30年1月16日(火))

- ・ 環境アセス、都市計画手続き着手

第2回オープンハウスの開催

第4号(平成30年8月14日(火))

- ・ 環境影響評価方法書の公表、説明会の開催

(2) オープンハウス開催

平成29年7月21日～8月7日

- ・ 必要性、検討状況、今後の手続きの流れ

平成30年1月26日～2月5日

- ・ 配慮書、構想段階評価書

● 今後の予定

引き続き、適宜広報活動を実施予定。

【広報紙(第4号)表面】

2. 前回の連絡調整会議からの動き

国及び東日本高速道路株式会社の協力について

- 前回道路協議会の結果を踏まえ、関係機関と連携しつつ、
 - ・国は、東日本高速道路(株)と連携し、専用部の計画を具体化する。合わせて、一般部についても、専用部と一体として計画検討することが合理的であるため、当面の間、国において検討を進める。
 - ・県は、国による専用部、一般部の計画の具体化を踏まえ、環境アセスメントや都市計画変更の手続き、および沿線地域への広報活動や計画説明等を実施する。
- なお、事業実施に関する事務については、今後、事業主体が決定する段階で、関係機関協議の上で定めるものとする。